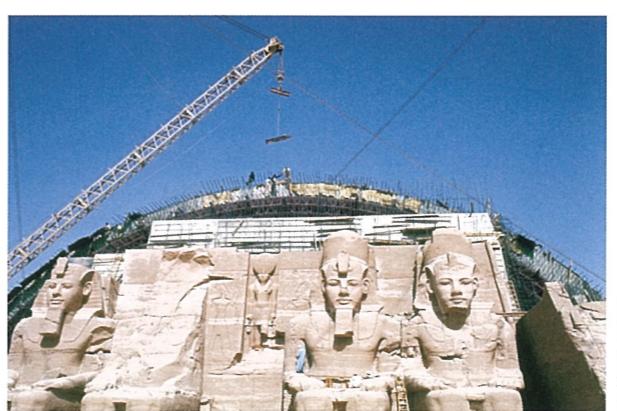


深化しつつある 人類と地球の価値

語り手 西村幸夫

世界遺産の始まりは
遺跡救済キャンペーン

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（通称・世界遺産条約）」は、今から40年前の1972年に、UNESCO（国連教育科学文化機関）総会で採択されました。条約制定に結びついた出来事として有名なのは、1960年代のヌビア遺跡救済キャンペーング



世界遺産条約の誕生は、ナイル川でのダム建設に伴い、ヌビア遺跡が水没の危機にさらされたことが発端だった。

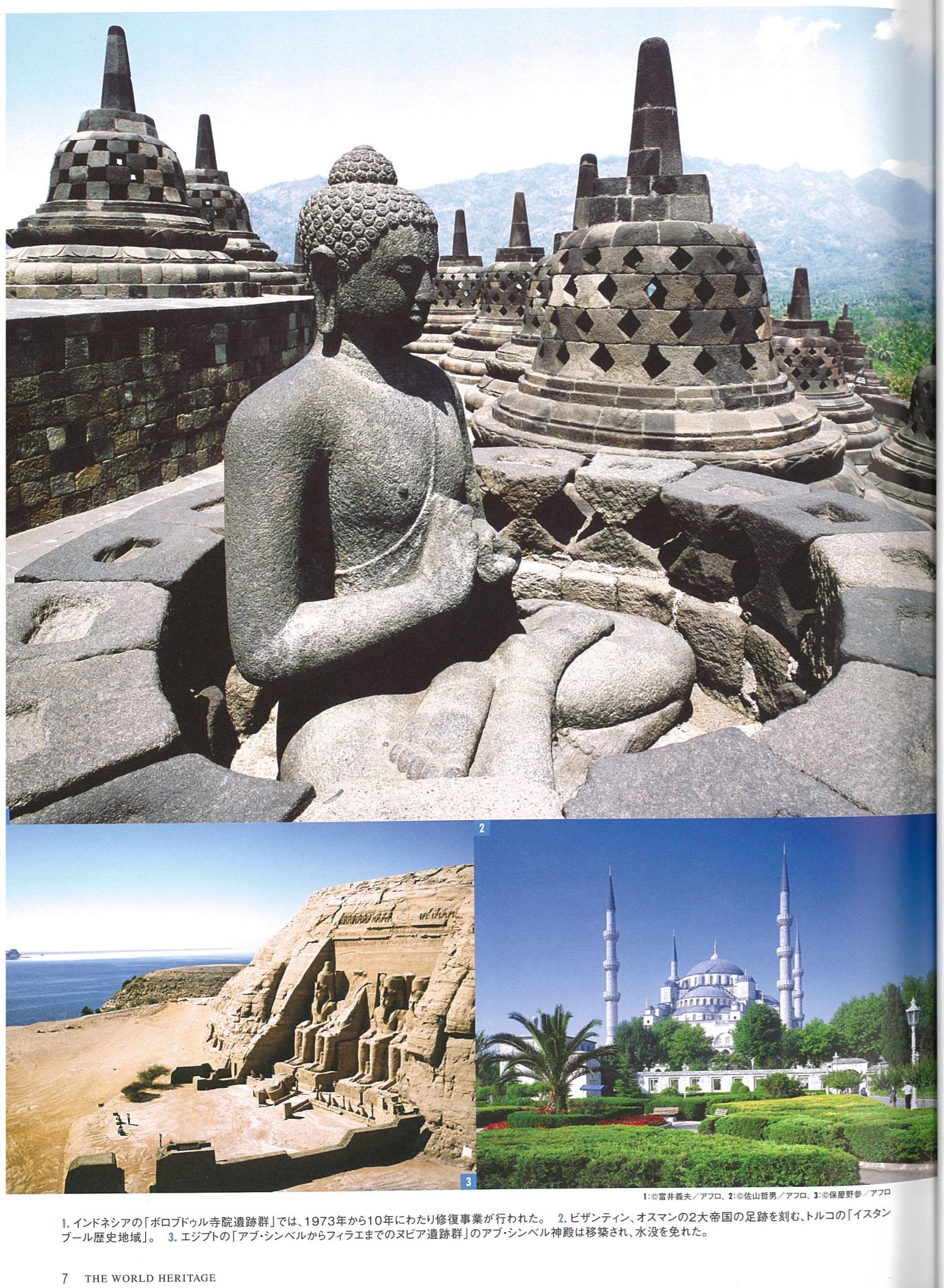
があり、英仏との間でエジプト動乱が起きた後でした。国同士では争いましたが、ヌビア遺跡に関しては考古学者たちが利害関係を超えて、遺跡保存のために奔走したのです。人類共通の遺産を守ろうと各国に呼びかけ、その結果、UNESCOが動きました。救済キャンペーンには60カ国が参加し、もちろん日本も資金を出しました。

エジプト国内の遺跡なのだからエジプトが守ればいいというではなく、世界が協力してやるべきだという発想。この発想が戦時中に出た点で、非常に大きな意味があつたと思います。文化は戦争や政治的対立を超えるということを、

如実に証明しているのですから。

戦争体験が育んだ 平和への共通認識

世界遺産条約の制定に携わった関係者の多くは、第2次世界大戦の経験者だったそうです。聞いた話によると、なかには指を失うなど、戦地で傷ついた人たちが大勢いたといいます。彼らには、文化に対する相互理解によって平和が生まれるという、同じ戦争を乗り越えた者同士だからこそ共有できる認識のようなものがあつたのでしょうか。文化の側面から平和に貢献しようという共通認識。つまり、世界遺産に平和の可能性を見たの



1. インドネシアの「ボロブドゥル寺院遺跡群」では、1973年から10年にわたり修復事業が行われた。2. ビザンティン、オスマンの2大帝国の足跡を刻む、トルコの「イスタンブル歴史地域」。3. エジプトの「アブ・シンベルからフィラエまでのヌビア遺跡群」のアブ・シンベル神殿は移築され、水没を免れた。



西村幸夫(にしむら・ゆきお)プロフィール
1952年福岡県生まれ。東京大学工学部都市工学科卒業、同大学院修了。現東京大学副学長。専門は都市計画、都市保全計画など。元ICOMOS副会長、日本イコモス国内委員会委員長、文化庁世界文化遺産特別委員会委員長、日本ユネスコ国内委員会委員、日本ユネスコ協会連盟理事。

ではないでしょうか。

その後、ボロブドゥル（インドネシア）やスコタイ（タイ）の遺跡など、国際的に危機に陥った遺跡を守るためにキャンペーンが行

われ、世界から専門家が集まる流れが生まれました。単にその国の文化財を救うのではなく、それが平和や相互理解につながるという共通認識が、確固たるものになつていったのです。



©JTB PHOTO

世界遺産基金も当初は、遺産を守る目的で使われていました。顕著な例としては、1985年に登録された「イスタンブール歴史地域」（トルコ）。ICOMOS（国際記念物遺跡会議）の評価書はたった3ページ半で、冒頭のまとめの部分には「二大陸の交点であるイスタンブールが世界遺産リストに記載されていない事態は考えられない」と書いてあるのです。これは、評価などしていらないに等しい。最初の頃は、こうした「当たり前でしょ？」と、誰もが納得できるような物件が登録されました。これは、登録することに努力するのではなく、登録遺産をどのように守り、平和の基礎として

日本の条約批准

いかかとすることが根底にあつたためです。世界遺産委員会が遺産を登録するために力を注ぐようになるのは、ずっと後のことです。

1980年代後半から90年代に

始めたのです。

「文化的景觀」

人間の生活が営まれ、利用されて

92年、「文化的景観」という画期的自然です。自然も文化の一環としてこの考え方により、日本の世界遺産条約批准と同年の19

一方、自然遺産はそれほど増えませんでした。なぜなら、自然遺産は、人の手がまったく入っていない「厳正自然」を守るという、

92年、「文化的景観」という画期的自然です。自然も文化の一環としてこの考え方により、日本の世界遺産条約批准と同年の19

従来の発想で選ばれていたからです。ところが、そのような自然は生態系を有する地域も数が限られています。かたや文化遺産は多様化に伴って登録数が増えていき、文化遺産と自然遺産の登録数に開きが出てきました。

こうした数の不均衡は、80年代後半から課題になつていきました。そこで、棚田のような、それまで文化遺産にも自然遺産にも含まれていなかつたものも、議論の対象となつたのです。厳正ではないが、

的な概念が導入されました。そもそも世界遺産条約の大きな特色は、文化と自然がひとつの条約の中に含まれていることです。日本でも文化財保護法と自然公園法や自然環境保全法などにわかれているように、通常はどこの国でも、文化と自然は別個の法律や条例などで管理されています。文化的景観の審査には IUCN（国際自然保護連合）も加わりますが、最終的には ICOMOS が評価するため、結局は文化遺産なのです。が、自然と文化が接点を持つたと

あつて初めて石炭を採掘できるの

卷之三

これは後の話になるのですが、
2007年には、それまで文化で
6つ、自然で4つと、別個に設け
思います。

られていた評価基準が統合されています。かつては自然遺産の評価基準であつた「優れた景観美」も、それを基へ感じるのは、文化

それを美しいと思ふのには、

An aerial photograph of the Nijo Castle complex in Kyoto, Japan. The image shows the extensive grounds of the castle, featuring several large buildings with traditional Japanese architecture, characterized by dark, curved roofs. A wide, light-colored gravel or paved area runs through the center of the complex. Several trees are scattered throughout the grounds. In the lower part of the image, a group of people can be seen walking near one of the castle's gates. The surrounding terrain appears to be a mix of cultivated land and natural vegetation.

そのひとつに産業遺産があります。炭鉱を例にとれば、その規模がいくら世界最大でも、豊坑だけ

An aerial photograph showing a traditional Japanese residence with a tiled roof and surrounding trees, located near a modern industrial facility. The building has a long, low profile with multiple gables and a central entrance. It is surrounded by a paved area and some greenery. In the background, there are industrial structures and roads.

リストからの削除と 登録抑制の動き

2000年代も半ばになると



スペインの複合遺産である「イビサ、生物多様性と文化」は、人類の歴史が刻み込まれた都市と、生態系が豊富な周辺海域からなる。



オーストラリアの「タスマニア原生地域」は氷河時代の人類の生活とともに、この地がゴンドワナ大陸の一部だったことを教える複合遺産。



「フィリピン・コルディリエーラの棚田群」では、少数民族のイフガオ族が2000年にわたって耕作技術を伝承している。

世界遺産の登録数が800件を超

えました。こうしたなかで、ヨーロッパ偏重主義、国や地域のバランスの悪さを是正しつつ、世界遺産の増加を抑制する動きも見られるようになっていきます。

そんななかの2007年に、オマーンの「アラビアオリックスの保護区」が世界遺産リストから削除されました。平和を推進する手段である世界遺産において、「削除」という事態が起ったのは非常に嘆かわしいことです。



メキシコの「リュウゼツラン景観と古代テキラ産業施設群」は同国を代表する文化的景観。

を考えることも必要でしょう。
現実的な問題として、予算の問題もあります。2011年に、UNESCOがパレスチナを正式な「加盟国」として承認しました。これに反対して、現在、アメリカがUNESCOへの分担金を凍結しているのです。このダメージが非常に大きい。アメリカはUNESCO加盟国の中でも最大の分担金を負担している国でしたから、資金が2~3割も減少し、今までとは同じことができなくなっています。少ない資金の中で何を優先すべきか。切実な課題です。

《UNESCO世界遺産40年の歩み》

※■は日本の動き

※文中の*印の用語解説はP31参照

1919 史蹟名勝天然紀念物保存法制定

1929 国宝保存法制定

1933 「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」制定

1945 國際連合設立

1946 國連教育科学文化機関*[UNESCO]設立

1948 國際自然保護連合*[IUCN]設立

1950 文化財保護法制定

1951 日本、UNESCOに加盟

1954 武力紛争の際の文化財の保護のための条約*[ハーグ条約]採択

1956 日本、国連に加盟

1959 文化財保存及び修復の研究のための国際センター*[ICCROM]設立

UNESCO執行委員会、ヌビア遺跡救済援助決定

1964 遺跡修復に関するヴェネツィア憲章*[ヴェニス憲章]採択
ヌビア、アブ・シンベル神殿救済工事開始

1965 國際記念物遺跡会議*[ICOMOS]設立

1968 UNESCO総会、ボロブドゥル、スコタイ、モヘンジョダロ遺跡救済決定

ヌビア、アブ・シンベル神殿移築完工式

日本、文化庁設立

1970 UNESCO総会、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約*[文化財不法輸出禁止条約]採択

1971 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約*[ラムサール条約]採択

「人間と生物圏[MAB]計画」の概念を導入

1972 UNESCO総会、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約*[世界遺産条約]採択

1984 アメリカ、UNESCO脱退(2003年復帰)
1985 イギリス、UNESCO脱退(1997年復帰)

1992 日本、世界遺産条約を批准

生物の多様性に関する条約*[生物多様性条約]採択
UNESCO世界遺産センター*設置(パリ)

「文化的景観」の概念を導入

1993 アンコール保存事業開始

1994 奈良宣言「Authenticity*/Integrity*」の概念を提唱
第18回世界遺産委員会(タイ・プーケット)にて「Global Strategy*」採択

2001 水中文化遺産保護に関する条約採択

2003 無形文化遺産の保護に関する条約*[無形文化遺産条約]採択

2005 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約*[文化多様性条約]採択

2007 アラビアオリックスの保護区(オマーン)、世界遺産リストから削除

2009 ドレスデン・エルベ渓谷(ドイツ)、世界遺産リストから削除

2011 パレスチナ、UNESCO加盟。それに反発したアメリカ、UNESCOの分担金を凍結

世界遺産を
自国のモデルケースに



誕生から30年もたたぬ間に世界遺産に登録されたブラジルの「ブラジリア」は、20世紀の都市計画の成功例。

多い年では新規物件が61件も登録されていましたが、現在は20件程度。その中で、初めて遺産を保有する国も増えてきました。これには喜ばしいことです。
近年は、観光客や大規模な開発など、登録後の管理体制も重要視されています。登録に関する諮問機関の要求が厳しくなったことは、登録を目指す国には法整備などの面で、いい契機になるはずです。発展途上国には、保存や保護

に関する国内法が不十分なケースが多いですから。

登録数が1000件に近づいた

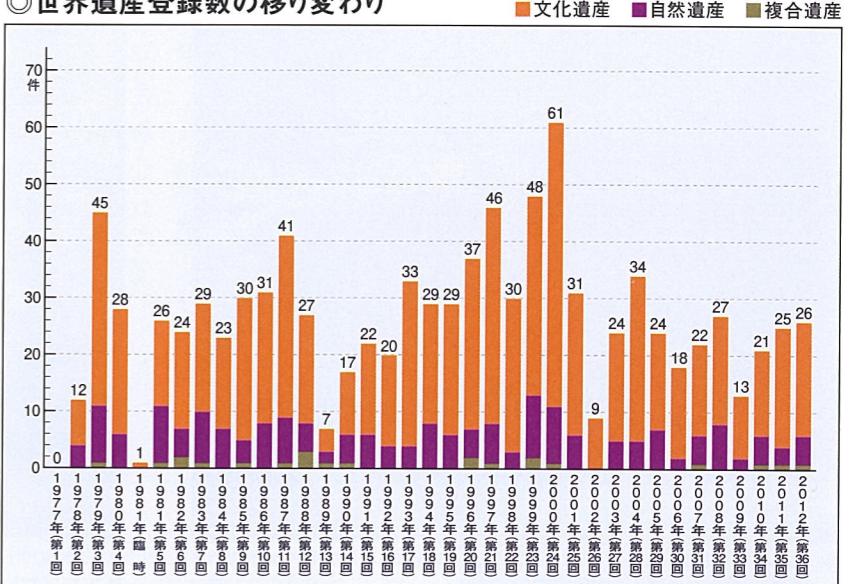
現在、世界遺産には、これまで述べたように課題もたくさんあります。けれども、登録活動をする過程で保存や保護に関する国内法の充実化が図られる。それが大事なことではないでしょうか。世界遺産をモデルにして、各国が自己的文化財や自然保護の仕組みを整えていく。人類共通の宝物を守るだけでなく、そのような意味でも世界遺産には大きな意義があると思います。

◎世界遺産登録物件数トップ20

位	件 数	国 名
1位	47	イタリア共和国
2位	44	スペイン
3位	43	中華人民共和国
4位	38	フランス共和国
5位	37	ドイツ連邦共和国
6位	31	メキシコ合衆国
7位	29	インド
8位	28	英國
9位	25	ロシア
10位	21	アメリカ合衆国
11位	19	オーストラリア連邦
13位	17	ブラジル連邦共和国
14位	16	ギリシャ共和国
16位	15	カナダ
18位	14	日本国
19位	13	イラン・イスラム共和国
20位	12	スウェーデン王国

2012年12月現在

◎世界遺産登録数の移り変わり



※各年の登録数の推移です。

有名な物件が減り、わかりにくい申込みます。つまり、その物件の価値や重要性を証明するための「ストーリー」作りです。そして、そのストーリーに合った構成資産を推薦する。強いていえば、物件単体では説得力がないので、脇を固めるといったところです。有名物件は、すでにあらかじめ登録されているという点で、世界遺産が新たなステージを迎えたといえるでしょう。

委員会は、開発を優先する両国政府ときちんと話し合いができるず、削除に至つてしまつた。今後はこのような問題が起こらないよう、交渉ができる体制を整えることが課題です。

この削除問題 자체は、世界遺産の登録抑制の動きとは無関係ですが、ひとつターニングポイントとなつた面はあるでしょう。以降、ICOMOSやIUCNが慎重になつたのか、遺産登録の判断が非常に厳しくなつてきました。一回の世界遺産委員会で、各国から推薦された物件が半分ほど否決されるケースも出てきました。これまで非常にスマーズに登録されてきた日本のお件でも、石見銀山遺跡で記載延期勧告、平泉で記載延期がありました。誰もが納得できる物件から「ストーリー」へ

世界遺産登録の判断が厳しくなつたのは、世界遺産の数が増えたことも大きいのですが、有する国も増えてきました。これには喜ばしいことです。
近年は、観光客や大規模な開発など、登録後の管理体制も重要視されています。登録に関する諮問機関の要求が厳しくなつたことは、登録を目指す国には法整備などの面で、いい契機になるはずです。発展途上国には、保存や保護

労力の問題も、登録の判断が厳しくなつた背景に挙げられます。世界遺産委員会では新規登録だけではなく、登録済みの物件の保存状態も審査していますが、こちらは増え一方です。約1週間の委員会だけでは時間が足りません。

新規登録と既登録の審査を年2回にわけて実施する、世界遺産の登録上限を設けるなど、別の仕組み

が考へられていますが、これが大変な問題です。

労力の問題も、登録の判断が厳しくなつた背景に挙げられます。世界遺産委員会では新規登録だけではなく、登録済みの物件の保存状態も審査していますが、こちらは増え一方です。約1週間の委員会だけでは時間が足りません。